

世田谷区ベビーシッター利用世帯に対する見守り機器購入支援事業補助金 FAQ

No.	区分	質問	回答
1	全般	東京都ベビーシッター利用支援事業の認定事業者以外の事業者を利用した場合も、本補助金の対象ですか。	東京都ベビーシッター利用支援事業の認定事業者以外の事業者を利用した場合も、補助対象です。補助金の申請時に、ベビーシッター利用にかかる領収書を提出いただきます。
3	全般	ベビーシッターに預ける子どもが複数いる場合、補助金の上限金額（1世帯あたり1万円）は上がりますか。	世帯のお子さんの人数に関わらず、本補助金の上限額は、1世帯あたり1万円です。
4	全般	対象機器の購入数に制限はありますか。	対象機器の購入数に制限はありませんが、補助金の上限金額は世帯で1万円です。
5	全般	インターネットでの購入も対象ですか。	インターネットでの購入も対象ですが、領収書の提出が必要です。なお、ギフトカード、商品券、クーポン、ポイント等で支払った分は、補助対象外です。
6	対象機器	補助対象の機器の要件はありますか。	補助対象の機器は、児童の見守りを目的とした機器（ウェブカメラ等）で、以下の要件を全て満たすものです。 ※機器の要件は以下のとおりです。 ①ベビーシッター利用中の児童の見守りを目的としていること。 ②居宅内で使用すること。 ③撮影、録画、映写機能を有すること。 ④定点設置であること。 ⑤保育が行われる様子を継続的に把握できること。
7	対象機器	補助対象となる機器の例を教えてください。	見守りを目的とする機器として、製造・販売されているものに限ります。 家電製品の操作や映像視聴など、多様な機能を利用することを目的に製造・販売されている機器は補助対象外です。 対象外の例：スマートフォン、タブレット端末、パソコン、スマートディスプレイ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、ドライブレコーダー、カメラ機能付きロボット掃除機、カメラ機能付きスマートスピーカー、テレビ会議用端末、屋外用防犯カメラシステム 等 ※上記以外にも、製品の性能や機器の主たる目的に照らし、補助対象外となる場合があります。

世田谷区ベビーシッター利用世帯に対する見守り機器購入支援事業補助金 FAQ

No.	区分	質問	回答
8	対象機器	見守り機器の探す際のポイントを教えてください。	見守り機器を選ぶ際に想定される主なポイントは、以下のとおりです。 ●撮影内容の確認方法 (例)スマートフォンなどで離れた場所から確認する。 (例)付属のモニターで家庭内の別室で確認する。 ●画質 (例)児童の表情や手元の動き、部屋の細かい状況を確認したい場合は、200万画素(フルHD)以上の機器を選択する。 ●撮影したい範囲 (例)部屋全体を見渡したい場合は広角レンズを選ぶ。 (例)子どもの体勢・表情を詳細に見たい場合は狭角レンズを選ぶ。 ●使用する時間帯 (例)夜間の使用を想定している場合は、暗視機能があるものを選ぶ。
9	対象機器	補助金は世帯で1万円までかと思いますが、機器の価格はいくらからいのものを選ばいいですか。また、相場はどれくらいですか。	見守り機器は、搭載されている機能や性能の違いによって価格が変わります。そのため、見守り機器に求める用途などに合わせて、製品を選択してください。
10	対象機器	防犯カメラの購入費用等は、補助対象ですか。	「防犯カメラ」として購入したものであっても、対象機器の要件を満たしていれば、補助対象です。屋外の撮影目的で利用するものは補助対象外です。
11	対象機器	ベビーセンサーの購入費用等は、補助対象ですか。	ベビーセンサーの購入費用等は、補助対象外です。 (本補助金は、閉ざされた環境での保育を回避することを目的としているため、補助事業の趣旨から映写機能を必須としています。映写機能を持たないベビーセンサーは、補助対象外です。)
12	補助機器	対象機器で録画したものを保存するために購入したメモリーカード等は、補助対象ですか。	メモリーカード等は、補助対象外です。
13	対象機器	リサイクルショップやフリマアプリ等で購入した機器は、補助対象ですか。	対象機器の要件を満たし、補助金申請に必要な書類(対象機器の購入もしくは設置にかかる領収書等)を用意できる場合は、補助対象です。購入する前に、領収書が発行されるか必ずご確認ください。

世田谷区ベビーシッター利用世帯に対する見守り機器購入支援事業補助金 FAQ

No.	区分	質問	回答
14	対象機器	令和8年3月以前に対象機器を購入している場合、補助対象ですか。	補助金の対象は、令和8年4月以降に購入・設置及び支払が完了した機器のみです。
15	対象経費	補助対象の料金・費用は何ですか。	補助対象の料金・費用は、以下のとおりです。 ◆対象機器の購入費用・設置費用 (購入費用・設置費用のいずれかのみでも補助対象) ◆対象機器の購入・設置時に支払った消費税
16	対象経費	補助対象ではない料金・費用は何ですか。	補助対象ではない料金・費用は、以下のとおりです。 ◆対象機器のリース費用 ◆対象機器の購入・設置時に支払った送料や振込手数料 ◆対象機器の修理費用
17	対象経費	各種ポイントを使用して支払った分も補助対象ですか。	各種ポイントを使用して支払った分は、補助対象外です。支払金額の一部にポイントを使用している場合は、上限金額の範囲内で、その部分を差し引いて補助金を支払います。
18	補助金申請	ベビーシッター利用前でも、本補助金を申請できますか。	ベビーシッター利用前に本補助金を申請することはできませんが、令和8年4月以降に対象機器を購入し、ベビーシッターを利用して領収書の交付を受けた後であれば申請が可能です。 (本補助金は、ベビーシッター利用にかかる領収書等を提出していただき、ベビーシッターの利用を確認させていただいてから、お支払いします。)
19	補助金申請	ベビーシッターを利用したのが令和8年3月以前の場合、補助対象ですか。	ベビーシッターを利用したのが令和8年3月以前の場合、補助対象外です。本補助金は、令和8年4月から実施するため、対象機器も令和8年4月以降の購入分です。
20	補助金申請	「対象機器の購入もしくは設置にかかる領収書」には、何が記載されていればよいですか。	「対象機器の購入もしくは設置にかかる領収書」には、以下の項目の記載が必要です。 ◆購入日 ◆商品名 ◆領収金額 ◆領収日 ◆購入先の名称

世田谷区ベビーシッター利用世帯に対する見守り機器購入支援事業補助金 FAQ

No.	区分	質問	回答
21	補助金申請	領収書がない場合はどうすればいいですか。	◆購入日 ◆商品名 ◆領収金額 ◆領収日 ◆購入先の名称 を領収書以外の書類で証明いただきます。 ①通帳の写し(通帳の表紙、振込先、金額がわかるページ) ②振込明細書の写し (口座名義人、振込先、金額がわかるもの) ③クレジットカードの利用履歴の写し(名義、請求者、金額、引き落とし済みであるとわかるもの)
22	補助金申請	申請書類の作成について不明な点がある場合は、どちらに相談すればよいですか。	申請書類の作成について不明な点がある場合は、世田谷区ベビーシッター事務センター(03-4455-5321)にお問い合わせください。 なお、申請書類の提出は、電子申請によりお願いします。 ※区の窓口(区役所本庁舎、子ども家庭支援センター、総合支所、出張所、まちづくりセンター等)では、申請書類の作成に関する相談や申請書類の提出などは、受付できません。